

# 外交防衛委員会

## 委員一覧（21名）

委員長	田浦 直	(自民)	川口 順子	(自民)	喜納 昌吉	(民主)
理事	岡田 直樹	(自民)	北川 イッセイ	(自民)	佐藤 道夫	(民主)
理事	山本 一太	(自民)	小泉 昭男	(自民)	榛葉 賀津也	(民主)
理事	浅尾 慶一郎	(民主)	櫻井 新	(自民)	白 眞勲	(民主)
理事	柳田 稔	(民主)	関口 昌一	(自民)	浜田 昌良	(公明)
理事	高野 博師	(公明)	福島 啓史郎	(自民)	緒方 靖夫	(共産)
	浅野 勝人	(自民)	犬塚 直史	(民主)	大田 昌秀	(社民)

(19.3.13 現在)

### （1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、条約19件及び内閣提出法律案5件の計24件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願13種類70件のうち、2種類23件を採択した。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

**在日米軍等の再編** 2006年5月、日米安全保障協議委員会は、在日米軍等の再編に向けた最終的なとりまとめである「再編実施のための日米のロードマップ」を発表し、具体的施策を実践するための詳細を示した。駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案は、在日米軍（駐留軍）等の再編を実現するために、再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する在沖縄海兵隊のグアムへの移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるものである。委員会においては、沖縄県に委員を派遣して、関係地方自治体との意見交換及び米軍基地の視察を行ったほか、在日米軍再編の背景と今後の日米同盟の在り方、再編実施に当たっての地元自治体の理解と協力、再編に係る我が国の経費負担総額、再編交付金の交付基準の明確化、我が国が負担するグアム移転経費の積算根拠と経費の抑制、日米間のグアム移転経費に係る合意と国会承認条約との関係、国際協力銀行によるグアム移転事業に対する出資・融資と資金回収の可能性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重すること等を求める附帯決議を行った。

**イラク人道復興支援特措法の延長** イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法は、我が国が国連安保理決議1483を踏まえ、人道復

興支援活動及び安全確保支援活動を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全に貢献しようとするものである。イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、現在のイラク情勢にかんがみ、イラク国民による自主的な努力を支援するとのイラク人道復興支援特措法の目的は未だ達成されていないとの観点から、同法律の期限を2年間延長しようとするものである。委員会においては、イラクにおける自衛隊の活動の成果と今後の役割、期限を2年間延長する理由、自衛隊撤収に向けての出口戦略、派遣自衛隊員の安全確保策、米国等による対イラク武力行使を我が国が支持した理由、陸上自衛隊情報保全隊によるイラク派遣に係る情報収集活動、イラクにおける治安情勢等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

**国際犯罪の取締りのための司法協力** 国際刑事裁判所に関するローマ規程は、非人道的行為の責任者処罰を求める国際世論の高まりや法の支配による新しい国際秩序を構築しようとする動きと相まって1998年に採択されたものであり、集団殺害犯罪や戦争犯罪など国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の訴追・処罰のための常設の国際刑事裁判所の設立、同裁判所に対する締約国の様々な協力義務等について定めるものである。国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案は、規程に定める重大犯罪について、同裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を規定するとともに、裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めるものである。委員会においては、両案件を一括して議題とし、規程に定める重大犯罪の中に国内法上処罰できない行為があることと憲法との関係、集団殺害など重大犯罪を国内法上の犯罪とする必要性、2009年の規程の検討会議に向けての我が国の対応方針、規程で定める被疑者・被告人などの保護規定の国内法担保等について質疑が行われ、条約は全会一致をもって承認され、法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、規程に関し、同裁判所の運営及び活動に積極的に関わり、その実効性及び効率性の向上に努めること、人材面での貢献を積極的に行うため、裁判官等輩出のための人材の発掘及び育成に関する体制を強化すること等を求める決議を行った。

**核融合エネルギー研究のための環境整備** イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業を実施する主体であるイーター国際核融合エネルギー機構の設立、組織、任務、資源等について定めるものである。イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定は、イーター国際核融合エネルギー機構等に対して付与される特権及び免除の内容及び範囲について定めるものである。核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定は、イーター事業等を支援するより広範な取組を通じた活動に関し、欧州原子力共同体との共同による実施の

ための手続及び詳細に関する枠組みについて定めるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、イーター事業進捗の見通し、イーター事業における我が国の経費負担、国内で実施するイーター支援事業の意義とその安全性の確保等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**武力紛争の際の文化財保護** 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約は、武力紛争の際に文化財を保護するため、締約国が平時において適当な措置をとること、武力紛争の際に文化財を尊重すること等について定めるものである。武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書は、武力紛争の際に占領地域からの文化財の流出を防ぐため、締約国の義務として、自国が占領する地域からの文化財の輸出を防止すること、占領地域から自国に輸入される文化財を管理すること等について定めるものである。千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書は、条約を補足するものであり、特に重要な文化財の国際的な管理につき「強化された保護」の制度を定めるとともに、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約に違反する一定の行為を締約国が犯罪化すること等について定めるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、条約の署名から国会提出までに半世紀以上を要した理由、我が国の世界遺産を保護の対象とする可能性、イラク国内における文化財流出の状況と保護の必要性等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**国際協力の推進** 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約は、あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大している中、核による国際的なテロリズムの行為の防止に関する国際協力を強化することが急務であることが認識されるようになったことを背景として、2005年に採択されたものであり、放射性物質又は核爆発装置等を所持し、使用する等の行為を犯罪化すること、その犯人を処罰し、犯人引渡しに関し協力すること等について定めるものである。千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書は、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景として、1996年11月に採択されたものであり、主に陸上で発生した廃棄物等に関し、船舶等からの海洋投棄を原則として禁止し、例外的に海洋投棄が認められる廃棄物等に関する厳格な許可条件等について定めるものである。職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）は、職業上の安全及び健康に関する国内政策等を規定すること等により、職業上の安全及び健康を不斷に改善することを促進し、安全で健康的な作業環境を漸進的に達成するための措置をとること等について定めるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、まず、核テロリズム防止条約について、核テロリズムの脅威に対する認識、軍隊の活動に係る条約適用除外の例、G8諸国の批准状況、本条約と改正された核物質防護条約との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。次いで、ロンドン条約1996年議定書及び職業安全衛生枠組条約につい

て、廃棄物の海洋投棄削減への取組、二酸化炭素の海底下貯留の検査体制と安全性の確保、労働の安全衛生に係る我が国の政労使三者協議の現状、未締結のILO条約に対する我が国の対応等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

**経済活動における国際協力の推進 適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定**は、我が国とアメリカとの間で、通信端末機器及び無線機器について、相手国に所在する機関が実施する適合性評価手続の結果を相互に受け入れるために必要な法的枠組みを定めるものである。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書は、開発途上国における公衆の健康の問題に対処するため、特許権者以外の者が、エイズ、結核、マラリア等の感染症に関する医薬品を生産し、これらの開発途上国等に輸出することを可能とするため、世界貿易機関の加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定及び附属書を協定に追加するものである。**二千六年の国際熱帯木材協定**は、1994年の国際熱帯木材協定を承継するものであり、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進するため、国際熱帯木材機関の活動を通じた国際協力の枠組み等について定めるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、国際熱帯木材機関の本部機能の強化、感染症問題に係る我が国の援助専門家の育成、相互承認の下での検査体制の在り方等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**経済連携の強化 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書**は、現行の協定の内容を部分的に改め、物品及びサービスの貿易を更に自由化及び円滑化すること等について定めるものである。**戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定**は、我が国とチリとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境を整備すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。**経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定**は、我が国とタイとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、東アジアにおける経済連携に向けた我が国の戦略、チリ及びタイとの間の経済連携協定締結による関税の撤廃・引下げ措置の内容と関税譲許の対象となる有害廃棄物の品目数等について質疑が行われ、討論の後、日・シンガポール経済連携協定改正議定書は全会一致をもって、経済連携協定2件は多数をもって、それぞれ承認された。

**二国間関係の緊密化 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書**は、1996年に締

結された現行の租税条約を改正するため、2007年にパリにおいて署名されたものであり、フランスとの間で投資所得に対する源泉地国課税を減免することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、租税回避行為の防止措置を講じること等について定めるものである。**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約**を改正する議定書は、1980年に締結された現行の租税条約を改正するため、2006年にマニラにおいて署名されたものであり、フィリピンとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、みなし外国税額控除について10年間の適用期限を設けて将来的に廃止すること等について定めるものである。**社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定**は、我が国とオーストラリアとの間で、両国間の人的交流に伴つて発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、両国間で年金制度への加入に関する法令の適用調整及び保険期間の通算を行うこと等について定めるものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、日・仏租税条約の配当、利子及び使用料に係る源泉地国課税の減免措置の経済効果、フィリピンとの租税条約のみなし外国税額控除廃止の背景、日・豪社会保障協定締結の意義と今後の我が国の社会保障協定締結の方針等について質疑が行われ、租税条約改正議定書2件は討論の後、多数をもって、日・豪社会保障協定は全会一致をもって、それぞれ承認された。

**防衛施設庁の廃止、自衛隊組織の改編** **防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案**は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第11師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものである。委員会においては、防衛施設庁の廃止と入札談合事案との関係、防衛監察本部の新設とチェック体制の在り方、海上自衛隊地方隊の改編の背景と今後の役割、中央即応集団の任務等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること等を求める附帯決議を行った。

**外交実施体制の整備** **在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**は、在モナコ、在モンテネグロの各大使館を新設し、在セルビア・モンテネグロ大使館の名称を在セルビア大使館に変更するとともに、在ニューオリンズ総領事館を廃止すること、また、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定すること等について定めるものである。委員会においては、外交力強化に向けた在外公館の増設と人材の育成、大使を含めた在

外職員への民間人などの登用等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、外交体制強化に向けた組織改革の推進、国際機関の邦人職員の増強と外部の人材の積極的活用等を求める附帯決議を行った。

#### 〔国政調査等〕

3月13日、外交の基本方針について麻生外務大臣から、国の防衛の基本方針について久間防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月15日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月26日、国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議を行った。

#### (2) 委員会経過

##### ○平成19年3月13日（火）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について麻生外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について久間防衛大臣から所信を聴いた。

##### ○平成19年3月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、仁比聰平君（共産）

##### ○平成19年3月20日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管及び防衛省所管）について麻生外務大臣及び久間防衛大臣から説明を聴いた後、麻生外務大臣、久間防衛大臣、木村防衛副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、喜納昌吉君（民主）、緒方靖夫君（共産）  
本委員会における委嘱審査は終了した。

##### ○平成19年3月27日（火）（第4回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、山本農林水産副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小泉昭男君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第20号）賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第11号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第12号）

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第13号）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月10日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第11号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第12号）

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第13号）

以上3件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフ

ンス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣  
条例第11号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピ  
ン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条例第12  
号）

以上両件について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条例第11号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 社民

（閣条例第12号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 社民

○社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求める  
の件（閣条例第13号）を承認すべきものと議決した。

（閣条例第13号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

○適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締  
結について承認を求めるの件（閣条例第14号）

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求  
めるの件（閣条例第15号）

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条例第16号）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月24日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○参考人の出席を求ることを決定した。

○適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締  
結について承認を求めるの件（閣条例第14号）

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求  
めるの件（閣条例第15号）

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条例第16号）

以上3件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、木村防衛副大臣、  
政府参考人及び参考人独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事原澤繁樹君に  
対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）

（閣条例第14号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし  
欠席会派 社民  
(閣条第15号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民  
(閣条第16号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

- 国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）  
(衆議院送付)

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

以上両案件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

## ○平成19年4月26日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）  
(衆議院送付)  
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）  
以上両案件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、水野法務副大臣、木村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、  
国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）  
(衆議院送付) を承認すべきものと議決し、

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）を可決した。

〔質疑者〕 浅尾慶一郎君（民主）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）

(閣条第1号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

(閣法第48号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

- 国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議を行った。

- イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）  
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）  
核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの

件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月8日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）  
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）  
核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 小泉昭男君（自民）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

（閣条第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

（閣条第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）について久間防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月10日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、久間防衛大臣、木村防衛副大臣、浅野外務副大臣、土屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事星文雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、喜納昌吉君（民主）、緒方靖夫君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年5月17日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、久間防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕柳田稔君（民主）、白眞勲君（民主）、小泉昭男君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成19年5月22日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、久間防衛大臣、麻生外務大臣、下村内閣官房副長官、木村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
  - ・内閣総理大臣に対する質疑  
〔質疑者〕山本一太君（自民）、ツルネンマルティ君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）
  - ・質疑  
〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）  
(閣法第27号)賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民  
なお、附帯決議を行った。
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣法第5号）（衆議院送付）  
武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第6号）（衆議院送付）  
千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第7号）（衆議院送付）  
以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月24日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣法第5号）（衆議院送付）  
武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第6号）（衆議院送付）  
千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣法第7号）（衆議院送付）

する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣  
条例第7号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行つた後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条例第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（閣条例第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（閣条例第7号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

○平成19年5月29日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行つた。
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について久間防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月31日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について久間防衛大臣、鈴木内閣官房副長官、土屋総務大臣政務官、椎名財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第28号） 賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行つた。

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について塩崎内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成19年6月5日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について久間防衛大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、関口外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行つた。

〔質疑者〕 岡田直樹君（自民）、櫻井充君（民主）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成19年6月7日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について久間防衛大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 緒方靖夫君（共産）、小泉昭男君（自民）、高野博師君（公明）、大田昌秀君（社民）、白眞勲君（民主）、喜納昌吉君（民主）

#### ○平成19年6月12日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）  
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）  
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）  
(閣条第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
(閣条第18号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民  
反対会派 共産  
(閣条第19号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民  
反対会派 共産

#### ○平成19年6月14日（木）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）  
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

(閣条第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

- 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）  
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に對し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

(閣条第9号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第10号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

#### ○平成19年6月19日（火）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるの件を決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 白眞勲君（民主）、増子輝彦君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

(閣法第89号) 賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

#### ○平成19年7月5日（木）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第823号外22件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第333号外46件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在モナコ及び在モンテネグロの各日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在セルビア・モンテネグロ日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在セルビア日本国大使館及びセルビアに変更する。
- 三、在ニューオリンズ日本国総領事館を廃止する。
- 四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 五、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。
- 六、この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、我が国の財政事情は依然として厳しく、外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、外務省においては、国際社会の諸問題に的確に対応し、国益を重視した外交を遂行するため、外交体制強化に向けた組織改革を不斷に推し進めること。
- 二、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。
- 三、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。
- 四、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人にに対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 五、情報の収集・分析体制の強化のため、情報収集等に要する経費の充実及び人材の確保に努めること。
- 六、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
- 七、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上の必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。

八、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。  
右決議する。

### 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）

#### 【要旨】

本法律案は、駐留軍等の再編を実現するために、再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「駐留軍等の再編」とは、平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊等の編成、配置又は運用の態様の変更（岩国飛行場へ移駐する空母艦載機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 二、防衛大臣は、駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊等の編成が変更され、又はそれらが新たに配置される等の防衛施設であって、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。
- 三、防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺市町村において、政令で定める再編関連特別事業を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。
- 四、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。
- 五、防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域からなる地域であって、駐留軍等の再編による影響が著しいものとして政令で定める場合等に該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。
- 六、都道府県知事は、再編関連振興特別地域の指定があったときは、再編関連振興特別地域整備計画の案を作成し、防衛大臣に提出する。防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 七、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業（土地改良、港湾、道路等）で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速

やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

八、防衛省に、防衛大臣を議長、総務大臣、外務大臣、財務大臣等を議員とする駐留軍等再編関連振興会議を置き、同会議は、再編関連振興特別地域の指定並びに再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更に関する事項を処理する。

九、国際協力銀行は、在沖縄米海兵隊のグアム移転に伴う経費に係る資金の貸付け等の駐留軍再編促進金融業務を行うことができることとし、同業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、駐留軍再編促進金融勘定を設けて整理しなければならない。

十、政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

十一、国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

十二、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、一部の規定を除き、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、必要な情報開示に努めること。

二、「再編実施のための日米ロードマップ」策定から1年以上経過していることとかんがみ、在日米軍等の再編に伴う我が国の経費負担総額の概算ができる限り速やかに取りまとめ、国会に報告すること。

三、再編交付金の交付基準の作成に当たっては、受入れ表明など進捗状況の内容について自治体にとり明確な基準となるよう努めること。

四、在沖縄米海兵隊のグアム移転経費については、厳しい財政事情を考慮し、国民の理解を得るために、今後日米間であらゆる経費について精査し、経費の抑制に努めること。また、多年にわたり多額の経費を我が国が負担することとかんがみ、今後とも負担に関する米国との合意を国会に報告すること。なお、我が国の負担については、国会の承認を得ること。

五、グアム移転経費に関し、国の予算等から支出される国際協力銀行の出資・融資の資金については、出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと。

六、我が国の財政事情を考慮して、在日米軍駐留経費負担及びSACO関係経費など、在日米軍の駐留に係る経費負担の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

## 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

### 【要旨】

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第11師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万3,220人（2,476人の減員）、海上自衛官4万5,716人（96人の減員）、航空自衛官4万7,313人（29人の減員）、新設される共同の部隊に所属する自衛官152人、統合幕僚監部に所属する自衛官343人（143人の減員）及び情報本部に所属する自衛官1,903人（17人の増員）を加えた総計24万8,647人（2,575人の減員）とする。
- 二、施設行政をより適正かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の施設の取得、管理等に関する事務を内部部局及び装備本部を改組して設置する装備施設本部に所掌させる。
- 三、防衛及び警備等に関する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務を内部部局に所掌させる。
- 四、防衛省の所掌事務を適正に遂行する体制を強化するため、特別の機関として防衛監察本部を新設する。
- 五、防衛行政全般の地方における拠点を確立するため、地方支分部局として地方防衛局を新設する。
- 六、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに国際平和協力活動等に一層強力に取り組むことができるよう、陸上自衛隊の中央即応集団及び海上自衛隊の地方隊を改編する。
- 七、自衛隊の統合運用態勢の一層の充実を図るため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊を防衛大臣の直轄部隊として置くことを可能とする。
- 八、即応予備自衛官の員数を8,425人（57人の増員）とする。
- 九、陸上自衛隊の第11師団を改編し、第11旅団とする。
- 十、本法律は、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、六から九については、平成20年3月31までの間において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

- 一 防衛施設庁の廃止及びその機能の防衛省本省への統合に当たっては、入札談合事案等の反省と教訓、国会における議論を十分に踏まえ、業務のより一層の合理化、効率化を

- 図り、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること。
- 二 施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政の密接な連携を図るとともに、地方防衛局が行う施設行政については、地域の実情に即したものとなるよう配慮し、必要な情報の開示に努めること。
- 三 防衛監察本部においては、会計監査業務や法令遵守に関し全省的な視点から厳格な監査業務を行うことにもかんがみ、会計監査等に精通した専門家や法曹関係者等の起用を検討すること。特に、防衛監察本部の長たる防衛監察監の外部からの登用については、十分に検討すること。また、同本部については、既存の各組織からの独立性を十分に確保するとともに、同本部の業務を実効あらしめるため、既存の監査・監察部局の機能強化を図ること。さらに、防衛監察本部が行う監査業務の適正性を確保するための外部チェックの仕組みを検討すること。
- 四 防衛省への移行に伴って、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化され、また、今般同活動の先遣隊としての機能を重視した陸上自衛隊の中央即応連隊が新編されることにもかんがみ、海外に派遣される自衛隊員が安心して任務に専念できるよう、派遣前後のメンタルヘルスケアや留守家族への支援の充実を含め必要な施策を講じること。
- 五 度重なるインターネットを通じた情報流出事案を受け、防衛庁は昨年4月に再発防止に係る抜本的対策を取りまとめたところであるが、その後も海上自衛隊イージス護衛艦に係る高度な秘密情報が安易に外部に持ち出されるなどの新たな情報漏えい事案が相次いで発覚したことは、防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねる由々しき事態であり、遺憾の極みである。よって、これら事実の徹底的な究明を図り、違反者及びその監督責任者には厳正な処分を行うなど服務規律の厳格な保持に全力で取り組むとともに、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること。

右決議する。

### 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）

#### 【要旨】

本法律案は、国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、国際刑事裁判所からの協力の請求の受理、国際刑事裁判所との協議、国際刑事裁判所に対する証拠の送付等の事務は、外務大臣が行う。外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、これを法務大臣に送付する。
- 二、法務大臣は、外務大臣から証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当しないときは、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を命ずること等の

措置をとる。

- 三、法務大臣は、外務大臣から裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面を送付する。当該地方裁判所は、法務大臣に対し、裁判上の証拠調べにより得られた証拠を送付し、又は書類の送達の結果を通知しなければならない。
- 四、法務大臣は、外務大臣から受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、30日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をする。
- 五、引渡犯罪人の引渡しについては、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、引渡犯罪に係る事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき等の一定の事由に該当する場合を除き、これを行うことができる。また、引渡犯罪が国際刑事裁判の運営に対する犯罪である場合には、引渡犯罪人が日本国民であるとき等の一定の事由に該当する場合を除き、これを行うことができる。
- 六、法務大臣は、外務大臣から引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をすべき旨を命ずる。法務大臣は、東京高等裁判所において、引渡犯罪人を引き渡すことができる旨の決定があった場合において、一定の事由に該当しないと認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し引渡犯罪人の引渡しを命ずるとともに、引渡犯罪人にその旨を通知しなければならない。
- 七、法務大臣は、外務大臣から執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずる。
- 八、外務大臣は、国際刑事裁判所から通過護送の承認の請求があったときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、これを承認する。
- 九、国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること等の措置をとることができる。
- 十、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件に関する証拠隠滅等、証人等威迫及び証人等買収、国際刑事裁判所の職員の職務に関する贈収賄などの国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を整備する。
- 十一、この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する  
特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の期限を2年間延長しようとするものである。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件  
(閣条第1号)

【要旨】

この規程は、旧ユーゴスラビア及びルワンダにおける大量虐殺等の事件の発生を機に国際的な刑事法廷の設立に対する国際的な関心が高まってきたことを受け、1998年（平成10年）7月、国際連合の主催によりローマで開催された外交会議において採択されたものであり、2002年（平成14年）7月に効力を発生した。この規程は、前文、本文128箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この規程により国際刑事裁判所（以下「裁判所」という。）を設立し、その所在地はオランダのハーグとする。裁判所は、常設機関とし、国家の刑事裁判権を補完する。

二、裁判所は、この規程に基づき、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪について管轄権を有する。ただし、侵略犯罪については、その定義及び管轄権行使の条件を定める規定が採択された後に、裁判所は管轄権を行使する。

三、この規程の締約国となる国は、前記二の犯罪についての裁判所の管轄権を受諾する。

裁判所は、後記四の1又は3の場合において、次の1又は2に掲げる国の1又は2以上がこの規程の締約国であるとき又は非締約国であっても裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を行使することができる。

1 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国

2 犯罪の被疑者の国籍国

四、裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、前記二の犯罪について管轄権を行使することができる。

1 締約国がこれらの犯罪の1又は2以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

2 国際連合憲章第7章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の1又は2以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

3 検察官がこれらの犯罪に関する捜査に着手した場合

五、裁判所は、次の場合には、事件を受理しないことを決定する。

1 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって現に捜査され、又は訴追されている場合。ただし、当該国にその捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合は、この限りでない。

2 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって既に捜査され、かつ、当該国  
が被疑者を訴追しないことを決定している場合。ただし、その決定が当該国に訴追を  
真に行う意思又は能力がないことに起因する場合は、この限りでない。

3 被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、一事不再理  
に関する規定により裁判所による裁判が認められない場合

4 当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合

六、裁判所は、裁判所長会議、上訴裁判部門、第一審裁判部門、予審裁判部門、検察局及  
び書記局によって構成される。

七、裁判所は、真実を述べる義務を有するにもかかわらず虚偽の証言を行うこと等、その  
裁判の運営に対する犯罪であって故意に行われたものについて管轄権を有する。締約国  
は、自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の刑事法の適用  
範囲を、これらの裁判の運営に対する犯罪であって自国の領域において又は自国民によ  
って行われたものまで拡張する。

八、裁判所は、前記二の犯罪について有罪の判決を受けた者に対し、最長30年を超えない  
特定の年数の拘禁刑又は犯罪の極度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事  
情によって正当化されるときは終身の拘禁刑のうちいずれかの刑罰を科することができる  
ほか、罰金並びに前記二の犯罪によって直接又は間接に生じた収益、財産及び資産の  
没収を命ずることができる。

九、締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行  
う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する。

十、裁判所は、締約国に対して協力を求める権限を有する。このような請求については、  
外交上の経路又は各締約国が批准、受諾、承認又は加入の際に指定する他の適当な経路  
を通じて送付する。請求については、適当な場合には、国際刑事警察機構又は適当な地  
域的機関を通じて送付することができる。

十一、締約国の分担金については、合意する分担率に従って決定する。合意する分担率は、  
国際連合がその通常予算のために採択した分担率を基礎とし、かつ、当該分担率が立脚  
する原則に従って調整される。

十二、国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後7年目にこの規程の改正を審議する  
ために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも前記二の犯罪を含めるこ  
とができる。

#### イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構 の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

##### 【要旨】

この協定は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を  
証明することを目的とするイーター事業を実施する主体であるイーター国際核融合エネルギー  
機構（以下「イーター機構」という。）の設立、組織、任務、資源等について規定す

るものである。

この協定は、2006年（平成18年）11月21日にパリにおいて、我が国政府、欧州原子力共同体、中国政府、インド政府、韓国政府、ロシア政府及び米国政府の代表者により署名されたものであり、前文、本文29箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す2の附属書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定によりイーター機構を設立し、イーター機構の本部は、フランスに置く。
- 二、イーター機構は、イーター事業について、加盟者間の協力のための措置を講じ、及び  
このような協力を促進することを目的とする。
- 三、イーター機構は、イーター施設の建設、運転、利用等を行うこと、研究所その他の機  
関及び人員によるイーター施設の利用を奨励すること、核融合エネルギーの公衆による  
理解及び受入れを促進すること等を任務とする。
- 四、イーター機構は、国際法上の法人格（国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。）  
を有する。イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において必要な  
法律上の能力を有する。
- 五、イーター機構の主要な内部機関である理事会は、加盟者の代表で構成する。各加盟者  
は、4人以内の理事会への代表を任命する。理事会は、イーター機構の目的を達成する  
ため、イーター機構の活動の促進、全般的な指導及び監督について、この協定に従って  
責任を負う。
- 六、イーター機構を代表する事務局長は、5年の任期で任命され、イーター機構に関し、  
その運営、その活動及び政策の実施並びにその目的の達成のために必要なすべての措置  
をとる。
- 七、イーター機構の資源は、財政上の貢献、財政上の貢献以外の貢献等から成り、イーター  
機構の任務を遂行するためにのみ使用する。
- 八、イーター機構及び加盟者は、情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適當な普及  
を支援する。
- 九、接受締約者は、イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援を提  
供し、又はこれが提供されることを確保する。
- 十、イーター機構等は、各加盟者の領域内において、その任務を遂行するために必要な特  
権及び免除を享受する。
- 十一、イーター機構は、公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、放射線からの保  
護等に係る接受国の関係国内法令を遵守する。
- 十二、イーター機構及び加盟者は、物質、装置又は技術を平和的目的のためにのみ使用す  
るとともに、これらを核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取  
得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移転してはならない。
- 十三、この協定は、中国、欧州原子力共同体、インド、日本国、韓国、ロシア及び米国に  
よるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後30日で効力を生ずる。
- 十四、いずれの国又は国際機関も、理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入す  
ることができる。

十五、この協定の当初の有効期間は、35年とし、理事会は、この協定の有効期間を延長するか否かについて全会一致で決定する。

十六、接受締約者以外のいずれの締約者も、この協定から脱退する意図を寄託者に通告することができる。脱退は、当該通告が行われた会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

**イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)**

**【要旨】**

この協定は、イーター国際核融合エネルギー機構等に対して、裁判権からの免除、強制執行の免除、直接税等の免除等の特権及び免除を付与することにより、イーター事業を確実に実施するための環境を整備するものである。

この協定は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定（以下「イーター協定」という。）と共に、2006年（平成18年）11月21日にパリにおいて、我が国政府、欧州原子力共同体、中国政府、インド政府、韓国政府及びロシア政府の代表者により署名されたものであり、前文、本文29箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、イーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)は、国際法上の法人格(国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。)を有する。イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有する。

二、イーター機構の建物、公文書等は、不可侵とする。

三、イーター機構は、裁判権からの免除、強制執行の免除等を享受する。

四、イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動に関し、直接税、関税等を免除される。

五、イーター機構が送付し、又はイーター機構に送付される出版物等の配布については、いかなる方法によっても制限してはならない。

六、イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができる。

七、イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に関し、各締約者が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享受し、イーター機構の公用通信は、検閲してはならない。

八、締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。

九、締約者の代表は、逮捕及び抑留の免除、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、公用の書類等の不可侵、出入国制限の免除等を享受する。

十、イーター機構の職員は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、兵役に関する義務の免除、公用の書類等の不可侵、出入国制限の免除等を享受する。

- 十一、イーター機構の事務局長は、イーター機構の職員が享受する特権及び免除のほか、同等の地位にある外交官に与えられる特権及び免除を享受する。
- 十二、専門家は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、公用の書類等の不可侵等を享受する。
- 十三、イーター機構の理事会は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと認める場合には、いかなる関連する免除も放棄する。
- 十四、この協定は、中国、欧州原子力共同体、インド、日本国、韓国及びロシアによるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後30日で効力を生ずる。
- 十五、この協定は、イーター協定と同一の有効期間を有する。

**核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣條第4号）**

**【要旨】**

この協定は、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動（以下「より広範な取組を通じた活動」という。）を実施するための具体的な手続及び詳細に関する枠組み等を定めるものであり、我が国は2005年（平成17年）7月以来、欧州原子力共同体との間で交渉を行った結果、2007年（平成19年）2月5日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す3の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、より広範な取組を通じた活動は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業、国際核融合エネルギー研究センターに係る事業並びにサテライト・トカマク計画に係る事業の3の事業から成る。
- 二、この協定により、より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会を設立する。運営委員会は、この協定に従って、より広範な取組を通じた活動の実施に関する全般的な指導及び監督について責任を負う。
- 三、運営委員会は、法人格を有するものとし、他の国及び国際機関との関係において並びに日本国政府及び欧州原子力共同体の両締約者の領域内において、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な法律上の能力を有する。
- 四、各締約者は、運営委員会に同数の委員を任命し、及び任命する委員のうちから1人を自己の代表団の長に指名する。
- 五、運営委員会は、事務局を設置するものとし、事務局は、日本国に置く。運営委員会は、事務局の職員を任命する。事務局は、運営委員会を補佐する。
- 六、両締約者は、より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会を設置する。各締約者は、各事業委員会に同数の委員を任命する。

- 七、運営委員会は、より広範な取組を通じた活動の各事業のために事業長を任命する。事業長は、各事業の実施の調整について責任を負う。
- 八、各事業長は、その責任及び任務の遂行に当たり、それぞれの事業チームの補佐を受ける。各事業チームの構成員は、専門家及び客員の科学者その他の構成員から成る。各事業チームの構成は、それぞれの事業長の提案に基づいて運営委員会が承認する。
- 九、各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務（特に、当該活動の実施のために資源を利用可能にすること。）を履行するための実施機関を指定する。日本の実施機関は、事業チームを受け入れ、事業チームが任務を遂行するため、必要な作業場並びに物品及び役務を利用可能にする。
- 十、各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画及び翌年の年次作業計画を毎年運営委員会に提出する。
- 十一、各事業長は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行われたすべての活動を対象とする年次報告を毎年運営委員会に提出する。
- 十二、より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献から成る。財政上の貢献以外の貢献は、特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務並びに締約者が事業チームに提供する専門家及び事務局に提供する職員から成る。
- 十三、両締約者は、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。
- 十四、各締約者は、自己の法令に従って、他方の締約者がこの協定の知的財産に関する規定に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。
- 十五、この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。
- 十六、この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の締約者に対してこの協定を終了させる意図を通告することにより10年の期間の満了の時に又はその後いつでもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を有する。

**武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件  
(閣条第5号)**

**【要旨】**

この条約は、第二次世界大戦中に文化財の大量破壊等の被害があったことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まったことを踏まえ、1954年（昭和29年）5月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」と共に作成されたものであり、1956年（昭和31年）8月に効力を発生した。この条約は、前文、本文40箇条、末文及び施行規則21箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所有者のいかんを問わず、次に掲げる

ものをいう。

- 1 各人民にとってその文化遺産として極めて重要である動産又は不動産
  - 2 1の動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物
  - 3 1及び2の文化財が多数所在する地区（以下「記念工作物集中地区」という。）
- 二、締約国は、適當と認める措置をとることにより、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全することにつき、平時において準備することを約束する。
- 三、締約国は、自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財の保護のために使用されている設備を武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること並びに当該文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重することを約束する。ただし、当該文化財を尊重する義務は、軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る。
- 四、文化財には、その識別を容易にするために特殊標章を付することができる。
- 五、武力紛争の際に動産の文化財を収容するための限定された数の避難施設、限定された数の記念工作物集中地区及びその他の特に重要な不動産の文化財は、これらの避難施設等が次の条件を満たす場合に限り、特別の保護の下に置くことができる。
- 1 大規模な工業の中心地又は攻撃を受けやすい地点となっている重要な軍事目標から十分な距離を置いて所在すること。
  - 2 軍事的目的のために利用されていないこと。
- 六、特別の保護は、文化財を「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」に登録することにより、当該文化財に対して与えられる。締約国は、国際登録簿への登録の時から、特別の保護の下にある文化財に対する敵対行為を差し控えること及び当該文化財又はその周囲の軍事的目的のための利用を差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保することを約束する。
- 七、特別の保護の下にある文化財は、武力紛争の間、特殊標章によって表示するものとし、この条約の施行規則に定める国際的な管理の下に置かれる。
- 八、専ら文化財の移動を行う輸送は、関係締約国の要請により、この条約の施行規則に定める条件に従って特別の保護の下で行うことができる。特別の保護の下における輸送については、この条約の施行規則に定める国際的な監視の下で行うものとし、特殊標章を表示する。締約国は、当該輸送に対するいかなる敵対行為も差し控える。
- 九、締約国は、特に武力紛争が開始された時に、特定の文化財の安全のため当該文化財の移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるために前記八の手続をとることができないと認める場合には、当該文化財の輸送について、特殊標章を表示することができる。
- 十、締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自国の通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必要なすべての措置をとることを約束する。

**武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件  
(閣头条第6号)**

**【要旨】**

この議定書は、第二次世界大戦中に文化財の大量破壊、盗取等の被害があったことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まったことを踏まえ、1954年（昭和29年）5月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」（以下「条約」という。）と共に作成されたものであり、1956年（昭和31年）8月に効力を発生した。この議定書は、本文15の規定及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、条約第1条に定義する文化財が、武力紛争の際に自国が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。
  - 二、締約国は、占領地域から直接又は間接に自国の領域内に輸入される文化財を管理することを約束する。この管理は、文化財が輸入された時に自動的に行い、又は自動的に行うことができない場合には当該占領地域の当局からの要請により行う。
  - 三、締約国は、自国の領域内にある文化財であって前記一に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。
  - 四、自国が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負っていた締約国は、前記三に従って返還されなければならない文化財の善意の所持者に対して補償を行う。
  - 五、締約国の領域を出所とする文化財であって武力紛争による危険からの保護を目的として当該締約国により他の締約国の領域内に寄託されたものは、敵対行為の終了の際に、当該他の締約国により、当該文化財の出所である領域の権限のある当局に返還される。
  - 六、署名、批准又は加入の際に、前記一から五に拘束されないことを宣言することができる。
- なお、我が国は、この議定書の締結に当たり、前記三の文化財の返還義務に関し、我が国に輸入され、かつ、善意の所持者が管理する当該文化財については、民法上、盜難又は遺失の時より2年間を経過した場合には、国が所有するものを除き、当該義務を履行することができない事態が生ずる可能性も排除されないため、前記三につき、前記六に基づき留保を付する旨を宣言することとしている。

**千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣头条第7号）**

**【要旨】**

この議定書は、1954年（昭和29年）に作成された「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」（以下「条約」という。）について、その後の各締約国による実行、国際情勢の変

化等を踏まえ、1999年（平成11年）3月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の主導の下、条約を補足するものとして作成されたものであり、2004年（平成16年）3月に効力を発生した。この議定書は、前文、本文47箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、条約第3条（文化財の保全）の規定に従い武力紛争による予見可能な影響から文化財を保全するために平時にとる準備措置には、適当な場合には、目録の作成、火災又は構造的崩壊から保護するための緊急措置の立案等を含める。

二、条約第4条（文化財の尊重）の規定に従い文化財の尊重を確保することを目的として、

1 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、次の(1)及び(2)の条件が満たされる場合に限り、主張することができる。

(1) 当該文化財が、その機能により軍事目標となっていること。

(2) (1)の軍事目標に対して敵対行為を行うことによって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るために利用し得る実行可能な代替的手段がないこと。

2 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のための文化財の利用については、当該文化財のこのような利用と、当該利用によって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るための他の実行可能な方法との間の選択が不可能である場合に限り、主張することができる。

三、文化財は、次のすべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。

1 当該文化財が、人類にとって最も重要な文化遺産であること。

2 当該文化財の文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適当な立法上及び行政上の国内措置により当該文化財が保護されていること。

3 当該文化財が軍事的目的で又は軍事施設を掩護するために利用されておらず、かつ、当該文化財を管理する締約国がそのような利用を行わないことを確認する旨の宣言を行っていること。

四、紛争当事国たる締約国は、強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財又はその隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する。

五、故意に、かつ、条約又はこの議定書に違反して行われる次のいずれの行為も、この議定書上の犯罪とする。締約国は、これらの犯罪を自国の国内法上の犯罪とするため、及びこのような犯罪について適当な刑罰を科することができるようにするため、必要な措置をとる。

1 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすること。

2 強化された保護の下にある文化財又はその隣接する周囲を軍事活動を支援するためを利用すること。

3 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は徹発を行うこと。

4 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。

5 条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。

六、締約国は、次の場合において、前記五の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとる。

1 犯罪が自国の領域内で行われる場合

2 容疑者が自国の国民である場合

3 前記五の1から3までの犯罪については、容疑者が自国の領域内に所在する場合

七、締約国は、前記五の1から3までの犯罪の容疑者が自国の領域内に所在することが判明した場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、国内法による手続又は適用可能な国際法の関連規則による手続を通じて、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

八、前記五の1から3までの犯罪は、この議定書が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間でその後締結されるすべての犯人引渡条約にこれらの犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

### 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣第8号）

#### 【要旨】

この条約は、あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大している中、核による国際的なテロリズムの行為の防止に関する国際協力を強化することが急務であることが認識されたようになったことを背景として、2005年（平成17年）4月にニューヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものであり、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、次の行為を条約上の犯罪とする。

1 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図をもって、放射性物質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。

2 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図又は特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、又は放射性物質を放出する等の方法で原子力施設を使用し若しくは損壊すること。

3 2の犯罪を行うとの脅迫をすること。

4 脅迫し、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は原子力施設を要求すること。

5 1及び2の犯罪の未遂

6 1から5までの犯罪に加担し、組織し、指示し、又は寄与する行為

二、この条約は、国際法に基づいて国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではなく、また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。この条

約は、いかなる意味においても、国による核兵器の使用又はその威嚇の合法性の問題を取り扱うものではない。

三、締約国は、前記一の犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようとする。

四、締約国は、前記一の犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国籍の船舶内又は航空機内で行われる場合、自国民によって行われる場合等において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置を講ずる。

五、犯人又は容疑者が所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置を講ずる。

六、容疑者が所在する締約国は、前記四が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

七、前記一の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

八、締約国は、前記一の犯罪が行われた後に放射性物質、装置又は原子力施設を押収し、又はその他の方法で管理下に置いた場合には、これらの保有に当たり、無害化のための措置、国際原子力機関の保障措置に従った核物質の保有の確保等を行う。

九、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決できないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、国際司法裁判所に付託することができる。

十、この条約は、22番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣第9号）

### 【要旨】

1972年（昭和47年）に採択された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「条約」という。）は、船舶等からの投棄による海洋汚染を防止することについて定めている。

この議定書は、その後、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景に、新たな防止の仕組みを構築するための議論が行われた結果、1996年（平成8年）11月にロンドンで開催された条約の締約国特別会議において採択され、2006年（平成18年）3月に発効した。

この議定書は、前文、本文29箇条及び末文並びに3の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この議定書の目的は、汚染のすべての発生源から海洋環境を保護すること及び廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止するための効果的な措置をとること等である。

- 二、締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護について予防的な取組方法を適用し、汚染者が原則として汚染による費用を負担するという慣行を促進するよう努め、及び損害又は損害の可能性を一の区域から他の区域へ移転させないよう行動する。
- 三、締約国は、廃棄物その他の物の投棄を禁止する。ただし、附属書一に規定するもの（しゅんせつ物、下水汚泥等）を除く。
- 四、附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄は、許可を必要とする。締約国は、許可の付与及び許可の条件が附属書二の規定（投棄を検討するに当たって行うべき評価の方法）に適合することを確保するための措置をとる。
- 五、締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。
- 六、締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。
- 七、締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の処分を管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。
- 八、投棄の禁止及び許可の規定並びに海洋における焼却の禁止の規定は、人命又は船舶等の安全を確保することが必要である場合は、適用しない。
- 九、締約国は、許可の付与等を行う適當な当局を指定し、及び国際海事機関等に対してこの議定書の規定を実施するためにとる措置等を報告する。
- 十、締約国は、次のすべてを対象として、この議定書を実施するために必要な措置をとる。
- 1 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機
  - 2 投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機
  - 3 当該締約国が国際法に基づき管轄権を行使することができる区域内において投棄又は海洋における焼却を行っていると認められる船舶、航空機及びプラットフォームその他の人工海洋構築物
- 十一、締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適切な措置をとる。
- 十二、この議定書は、国際法に基づき主権免除が認められている船舶及び航空機については、適用しない。
- 十三、締約国会議は、この議定書の効力発生の後2年以内に、この議定書の遵守を奨励するために必要な手続及び仕組みを定める。
- 十四、この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的特性を考慮した上で、地域的協力を強化するよう努める。
- 十五、一の締約国が他の締約国に対してこれらの締約国の中に紛争が存在することを通告した後12箇月以内に当該紛争を解決できない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書三に規定する仲裁手続によって解決する。

十六、この議定書は、その締約国であつて条約の締約国であるものの間において、条約に優先する。

**職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）  
の締結について承認を求める件（閣條第10号）**

**【要旨】**

国際労働機関（ILO）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（ILO条約及びILO勧告）を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。

この条約は、職業上の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展並びに国の段階での計画的及び継続的な枠組みの確立が重要であるとの認識が高まる中、2006年（平成18年）6月にジュネーブで開催されたILOの第95回総会で採択されたものである。

この条約は、前文、本文14箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

**一、定義**

- 1 「国内政策」とは、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する国内政策をいう。
- 2 「職業上の安全及び健康に関する国内制度」（又は「国内制度」）とは、国内政策並びに職業上の安全及び健康に関する国内計画を実施するための主要な枠組みを提供する基盤となる制度をいう。
- 3 「職業上の安全及び健康に関する国内計画」（又は「国内計画」）とは、所定の期間内に達成すべき目的、職業上の安全及び健康の改善のために定める措置の優先順位及び手段並びに進展を評価する手段を含む国内計画をいう。

**二、目的**

この条約の目的は、加盟国が使用者団体及び労働者団体と協議した上で国内政策、国内制度及び国内計画を定めることにより、職業上の負傷、疾患及び死亡を予防するために職業上の安全及び健康を不斷に改善すること等にある。

**三、国内政策**

- 1 加盟国は、国内政策を定めることにより、安全かつ健康的な作業環境を促進する。
- 2 加盟国は、すべての関連する段階において、安全かつ健康的な作業環境についての労働者の権利を促進し、及び発展させる。
- 3 加盟国は、国内政策を定めるに当たり、職業上の危険性又は有害性を評価し、及びこれに根本的に対処すること等の基本原則を促進する。

**四、国内制度**

- 1 加盟国は、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に検討する。
- 2 国内制度には、特に、法令、責任を有する機関、監督制度等を含める。
- 3 国内制度には、適当な場合には、三者（政・労・使）の間の諮問機関、情報及び助言に係るサービス、訓練の提供等を含める。

## 五、国内計画

- 1 加盟国は、職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、実施し、監視し、評価し、及び定期的に検討する。
- 2 国内計画は、
  - (イ) 各国の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展を促進する。
  - (ロ) 国内法等に従って、かつ、合理的に実行可能な限り、職業上の危険性又は有害性を除去し、又は最小限にすることにより、労働者の保護に貢献する。
  - (ハ) 国内の状況の分析に基づいて定められ、及び検討される。
- (ニ) 目的、対象及び進展の指標を含む。
- 3 国内計画は、広く公表するものとし、可能な範囲で、最上級の国内機関により承認され、及び開始される。

**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣第11号）（先議）**

### 【要旨】

この議定書は、1996年（平成8年）に締結された我が国とフランスとの間の現行の租税条約を改正するため、2007年（平成19年）1月11日にパリにおいて署名されたものであり、前文、本文21箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約国との間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下でこの条約の特典が与えられる。
- 二、配当に対する源泉地国での課税について、親子間配当以外の配当に対する限度税率を現行の15パーセントから10パーセントに改正するとともに、親子間の認定要件を緩和する。
- 三、利子に対する源泉地国免税の対象範囲を一般の金融機関等にも拡大する。
- 四、使用料については、源泉地国免税とする。
- 五、就労者が自国の社会保障制度に対して支払う社会保険料について、就労地国が所得控除を相互に認める。
- 六、匿名組合員が匿名組合契約に関連して取得する所得又は収益は、源泉地国において課税する。
- 七、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられる。
- 八、各締約国は、この議定書の効力発生のために自国において必要とされる憲法上の手続が完了したことを、他方の締約国に対して通告する。この議定書は、遅い方の通告が受領された月の後2箇月目の月の初日に効力を生ずる。

**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と  
フィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める  
の件（閣條第12号）（先議）**

**【要旨】**

この議定書は、1980年（昭和55年）に締結された我が国とフィリピンとの間の現行の租税条約を改正するため、2006年（平成18年）12月9日にマニラにおいて署名されたものであり、前文、本文9箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

- 一、配当に対する源泉地国での課税について、親子間配当以外の配当に対する限度税率を現行の25パーセントから15パーセントに改正するとともに、親子間の認定要件に関する株式保有割合を現行の25パーセントから10パーセントに改正する。
- 二、利子に対する源泉地国での限度税率を、現行の公社債及び創始企業支払分について10パーセント、その他については15パーセントから一律10パーセントに改正する。
- 三、使用料に対する源泉地国での限度税率を、現行の映画フィルム等以外について25パーセントから10パーセントに改正する。
- 四、みなし外国税額控除の適用期限を議定書の発効後10年間とする。
- 五、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならぬ。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

**社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認  
を求めるの件（閣條第13号）（先議）**

**【要旨】**

この協定は、我が国とオーストラリアとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2005年（平成17年）6月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2007年（平成19年）2月27日にキャンベラで署名されたものである。

- この協定は、前文、本文31箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に適用され、オーストラリアについては、老齢年金に関する社会保障法制を構成する法律及び退職年金保障に関する法制に適用される。
  - 二、年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者を含む。）の場合には、派遣された日から5年の期間が満了するまで、自国の法令のみを適用する。
  - 三、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
  - 四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

- 五、我が国において就労する者でオーストラリアの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、オーストラリアの法令のみを適用する。
- 六、一方の締約国の年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間を当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限及び行政上の慣行の範囲内において、この協定の実施のために相互に援助し、その援助は無償とする。
- 八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等によって規律される。
- 九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。
- 十、この協定は、両締約国が効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

### 適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の 協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

#### 【要旨】

我が国と米国との間の通信端末機器及び無線機器に関する相互承認については、1999年（平成11年）3月に当局間で非公式の協議を始め、2005年（平成17年）11月から両国のお政府間で正式に協定の締結交渉を行った結果、2007年（平成19年）2月16日にワシントンにおいて、この協定の署名が行われた。

この協定は、通信端末機器及び無線機器について、相手国に所在する機関が実施する適合性評価手続の結果を相互に受け入れるために必要な法的枠組みを定めるものであり、この協定の締結により、日米両国がそれぞれ相手国に携帯電話端末等の通信端末機器及び無線機器を輸出する際に必要な検査、確認等の認証の費用及び期間が節減されることとなる。

この協定は、前文、本文17箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、登録を受けた適合性評価機関が通信端末機器及び無線機器並びにこれらの機器に係る工程について実施する適合性評価手続の結果であって、当該機器又は当該機器に係る工程が自国の技術法規に適合する旨の決定を、この協定に従って受け入れる。

- 二、各締約国は、自国の指定当局が、自国の領域内において適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し等に必要な権限を有することを確保する。各締約国の指定当局は、自国の領域内において適合性評価機関を指定するか否かについて決定する際には、附属書に定める手続を適用する。
- 三、適合性評価機関の登録は、登録を求める締約国からの提案を、他方の締約国が当該適合性評価機関の指定基準への適合性を認めて受け入れる場合に、合同委員会の決定により行われる。
- 四、各締約国は、相手国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準に適合していないと認める場合には、所定の手続に従い、当該適合性評価機関の指定に異議を申し立てることができる。
- 五、各締約国は、合同委員会の要請に基づき、自国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準に適合しているか否かにつき検証を行う。
- 六、両締約国は、この協定により、各締約国の代表から成る合同委員会を設立する。合同委員会は、適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除等について決定を行う権限を有する。
- 七、この協定は、健康、安全、環境の保護等のために適切と認める保護の水準を決定する等の各締約国の権限を制限するものと解釈してはならない。
- 八、この協定は、両締約国がそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換する日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

**知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について  
承認を求めるの件（閣条第15号）（先議）**

**【要旨】**

この議定書は、2005年（平成17年）12月にジュネーブで開催された世界貿易機関の一般理事会において作成されたものであり、開発途上国等における公衆の健康の問題に対処するため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「協定」という。）について、特許権者以外の者が、エイズ、結核、マラリア等の感染症に関する医薬品を生産し、これらの開発途上国等に輸出することを可能とするため、加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定及び附属書を新たに追加するものである。

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（議定書の附属書）から成り、その主な内容は次のとおりである。

**一、本文**

- 1 この議定書が効力を生ずる時に、協定にこの議定書の附属書に規定する第31条の二及び附属書（協定の附属書）を加える。
- 2 この議定書は、世界貿易機関協定第10条3の規定に従い、世界貿易機関の加盟国の3分の2が本議定書による改正を受諾した時に当該加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

## 二、第31条の二

輸出加盟国が特許権者の許諾を得ることなく特許権者以外の者に対して当該特許の対象の使用について許諾（強制実施許諾）を与えることは、主として当該輸出加盟国の国内市場への供給のためである場合に限る旨を規定する協定第31条（f）の義務は、一定の条件に従い、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、適用しない。

## 三、協定の附属書

- 1 協定第31条（f）に規定する輸出加盟国の中を適用しない条件として、（1）輸入する資格を有する加盟国が貿易関連知的所有権理事会に対し、関係する医薬品の医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことを立証したこと等を通告において確認すること等の一定の条件を満たすこと、（2）輸出加盟国が与える強制実施許諾が、輸入する資格を有する加盟国のニーズを満たすために必要な量のみを強制実施許諾に基づき生産することができる、貿易関連知的所有権理事会にニーズを通告した加盟国に対し生産量の全部を輸出すること等の一定の条件を満たすこと、及び（3）輸出加盟国が強制実施許諾の付与を貿易関連知的所有権理事会に通告することについて規定する。
- 2 輸入する資格を有する加盟国は、自国のとり得る手段の範囲内で、かつ、自国の行政上の能力及び貿易の転換の生ずる危険度に応じて、自国の領域に実際に輸入された医薬品の再輸出を防止するための合理的な措置をとる。

## 二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

（先議）

### 【要旨】

この協定は、1983年（昭和58年）の国際熱帯木材協定に代わるものとして作成された1994年（平成6年）の国際熱帯木材協定を承継するものとして、2006年（平成18年）1月にジュネーブで開催された国際連合会議において作成されたものである。

この協定は、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進することを目的とし、そのために、加盟国との間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること、熱帯木材の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための加盟国的能力を高めること、熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国的能力を強化すること等を規定している。1994年協定との主要な相違点は、次のとおりである。

一、持続可能な森林経営を促進し、熱帯木材の国際貿易が適切に行われるためには違法伐採問題への取組が必要かつ有効であるとの認識の下、我が国等が違法伐採問題への取組を協定に明記すべきである旨主張した結果、この協定の目的に盛り込まれた。また、理事会は、違法伐採に関する加盟国からの情報を検討し、及び評価することが規定された。

二、この協定の運用に要する費用について、運営に係る基礎的な費用と、通信、広報、専

門家会合等の中核的な活動に係る費用とに区分し、前者の費用は加盟生産国及び加盟消費国が均等に負担するものとし、また、後者の費用は加盟生産国が20パーセント、加盟消費国が80パーセント負担するものとし、その費用の額は前者の費用の額の3分の1を超えてはならないことが規定された。

三、事業活動等に対する任意の拠出金が減少傾向にあることから、拠出対象となる事業を特定する従来の方式では任意の拠出を行い難かった拠出者に配慮し、より柔軟な拠出が可能となるよう、課題又は分野のみを特定して拠出する課題別計画勘定を置くことが新たに規定された。

四、一九九四年協定の有効期間は4年間（その後2回各3年間延長可）であったため、中長期的な行動計画を策定することが困難であった。このため、この協定においては、有効期間を10年間（その後1回目は5年間、2回目は3年間延長可）と規定することにより、より長期的な観点から優先事項を明らかにした行動計画を策定し、事業を効果的に実施していくことを可能とした。

### 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣第17号）

#### 【要旨】

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）は、貿易、投資等の自由化及び円滑化を進め、金融、情報通信技術等の幅広い分野における経済連携を強化するための法的枠組みを設けるものであり、2002年（平成14年）11月に発効した。

その後両国は、物品及びサービスの貿易の更なる自由化及び円滑化を目指して改正交渉を開始することで合意し、交渉の結果、2007年（平成19年）3月に東京において、安倍内閣総理大臣とリー首相との間でこの議定書の署名が行われた。

この議定書は、本文16箇条及び末文並びに附属書から成っているほか、この議定書に関連し、協定第7条に基づく実施取極を改正する議定書が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、現行協定に基づき関税上の特恵待遇が与えられる原産品を対象とする緊急措置を廃止し、この議定書により関税上の特恵待遇が与えられる原産品を対象として適用期間を2年（極めて例外的な状況においては最長4年）以内とする緊急措置を定めるとともに、新たな暫定緊急措置について定める。

二、締約国の原産品となる水産物その他の产品に関する船舶及び工船の条件を定め、付加価値基準における材料の原産資格価額の計算に係る閾値を60パーセントから40パーセントに引き下げ、及び締約国の原産材料のみを使用して生産される产品を当該締約国の原産品とする旨を定める。

三、我が国が新たに行う関税の撤廃及び引下げ並びにそれらの実施日程について定める。  
主要品目の概要は次のとおりである。

- 1 軽油の一部について、2008年（平成20年）1月1日に撤廃する。
- 2 一部の石油製品及び石油化学製品（揮発油、ポリプロピレン等）について、2008年（平成20年）1月1日後均等な引下げを行い、2017年（平成29年）4月1日に撤廃する。
- 3 マンゴー、ドリアン、アスパラガス、製材及びえびについて、2008年（平成20年）1月1日に撤廃する。
- 4 カレー調製品について、2008年（平成20年）1月1日後均等な引下げを行い、2014年（平成26年）4月1日に撤廃する。

四、我が国がサービスの貿易について新たに行う特定の約束について定める。その概要是次のとおりである。

- 1 保険仲介サービスの自由化を拡大する。
- 2 国境を越える証券取引の自由化を拡大する。

五、シンガポールがサービスの貿易について新たに行う特定の約束について定める。その概要是次のとおりである。

- 1 フル・バンクの免許枠を拡大する。
- 2 ホールセール・バンクの免許発給数に係る制限を撤廃する。
- 3 国境を越える証券取引の自由化を拡大する。

六、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認された旨を通知する外交上の公文を両締約国が交換する日の後5日目の日に効力を生ずる。

**戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣第18号）**

**【要旨】**

この協定は、我が国とチリとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境を整備すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年（平成19年）3月27日に東京において、麻生外務大臣とフォックスレイ外相との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文199箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

- 1 我が国による関税撤廃等の主要品目

- イ ギンザケ・マス  
協定発効後10年間で段階的に関税を撤廃
  - ロ ワイン（ボトル）  
協定発効後12年間で段階的に関税を撤廃
  - ハ 牛肉、豚肉、鶏肉等  
関税割当を設定
  - ニ 林産品（合板等を除く。）  
協定発効後即時又は段階的に関税を撤廃
  - ホ 精製銅  
協定発効後10年間で段階的に関税を撤廃
- 2 チリ共和国による関税撤廃等の主要品目
- イ 緑茶、ながいも、柿、日本酒等  
協定発効後関税を即時撤廃
  - ロ 自動車、一般機械、電気電子製品等  
協定発効後関税を即時撤廃

- 二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。
- 三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 五、各締約国は、政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与える。
- 六、両締約国は、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的かつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。
- 七、各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為の規制の分野において協力する。
- 八、両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために隨時協議するとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。
- 九、この協定の実施、解釈又は運用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。
- 十、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を  
求めるの件（閣第19号）

【要旨】

この協定は、我が国とタイとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年（平成19年）4月3日に東京において、安倍内閣総理大臣とスラユット首相との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文173箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、附属書一の自国の表において指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 热帯果実

マンゴー、マンゴスチン、ドリアン等について協定発効後関税を即時撤廃

ロ えび、えび調製品

協定発効後関税を即時撤廃

ハ 鶏肉（骨なし）、鶏肉調製品

鶏肉（骨なし）は協定発効後五年で11.9パーセントから8.5パーセントまで関税を引き下げ、鶏肉調製品は5年で6パーセントから3パーセントまで関税を引き下げる。

2 タイによる関税撤廃等の主要品目

イ 鉄鋼

すべての関税を協定発効後10年以内に撤廃。このうち全輸出額の約半分は即時撤廃（無税枠を含む。）

ロ 自動車

3000CC超は協定発効後4年で80パーセントから60パーセントまで関税を引き下げ、3000CC以下については再協議する。

ハ 自動車部品

原則として協定発効後5年後に關税を撤廃（一部のセンシティブ品目は7年後に關税を撤廃）

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、自国の登録当局等による登録等を受けた他方の締約国の適

- 合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。
- 四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 五、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 六、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術等を必要とする業務活動に従事する者及び指導員について入国及び一時的な滞在を約束する。
- 七、両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与えるとともに、貿易関連知的所有権協定等の国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。
- 八、各締約国は、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する。
- 九、両締約国は、農業、林業及び漁業、教育及び人材養成、ビジネス環境の向上、金融サービス、情報通信技術、科学技術、エネルギー及び環境、中小企業、観光、貿易及び投資の促進等の分野において協力する。
- 十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。
- 十一、両締約国は、この協定の実施及び運用について的一般的な見直しを協定の効力発生後10年目の年に行うものとし、その後においては10年ごとに行う。
- 十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### (4) 委員会決議

##### —— 国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議 ——

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を処罰する国際刑事裁判所の設立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、極めて意義深いものである。現在、この裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が整い次第、侵略犯罪についても管轄権を行使できることとされている。人道に対する犯罪には、「人の強制失踪」として拉致も含まれており、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が国が国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国になることには大きな意味が認められる。

また、2009年に招集される本規程の検討会議では、侵略犯罪の定義等の整備のほか、テロ犯罪及び麻薬犯罪について、管轄犯罪に含めるか否かを検討することが予定されている。

我が国が本規程に加入した暁には、その見直しを始め、まだ発展途上にあるこの裁判所の運営及び活動に対し、締約国として国際社会に対し明確なビジョンを示し、最大限の貢献を行っていく必要がある。

さらに、本規程の締結に当たって我が国の採る国内実施体制の整備や運用の在り方は、今後、締結を検討するアジア諸国などからも注目されるものである。

以上のことと踏まえ、政府は、本規程の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。

一、重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という国際刑事裁判所の果たすべき重要な役割にかんがみ、分担金の最大拠出国にふさわしい発言権を確保しつつ、発展途上にある国際刑事裁判所の運営及び活動に積極的に関わり、その実効性及び効率性の向上に努めること。

二、国際刑事裁判所に対する人材面での貢献を積極的に行っていくこととし、そのため、裁判官、検察官を始めとする裁判所職員の輩出のために我が國の人材の発掘及び育成に係る体制を強化すること。

三、国際刑事裁判所が管轄する犯罪に対する法の支配を徹底させるため、対象犯罪の予防及び厳正な処罰に向けた取組を国際社会に広く行き渡らせるよう努めること。

四、国際刑事裁判所の活動の普遍性を高めていくためにも、アジア諸国を始めとする非締約国に対し、あらゆる機会をとらえて、本規程締結への外交的働き掛けを行うとともに、法整備も含めた司法支援等の国際協力を積極的に進めること。

五、本規程に基づき国際刑事裁判所が管轄権を有する重大な犯罪については、補完性の原則に基づき、自国による刑事裁判権行使が基本であり、かつ、当該犯罪の中には我が国の現行国内法上処罰できない行為があることにかんがみ、今後の諸外国の実行も踏まえ、国内法整備の在り方について検討に努めること。万が一、国内法上処罰できないために日本国民が国際刑事裁判所から訴追される懸念が生じる場合には、速やかに処罰を可能とする国内法整備の在り方について検討に努めること。

六、国際刑事裁判所からの協力要請に適切に応えられるよう、我が国の刑事司法制度の更なる信頼性向上に常に努めること。

七、国際刑事裁判所に対する協力において、受刑者証人等移送又は引渡犯罪人の引渡しの決定を行うに当たっては、当該受刑者又は引渡犯罪人に對し、制度の趣旨、手続、方法等について十分な説明を行うとともに、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律に規定された要件及び手續を厳守すること。

八、我が国から移送又は引渡しをされた受刑者又は引渡犯罪人が、国際刑事裁判所において、本規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保すること。

右決議する。